

一般競争入札公告

沖縄県が発注する物品について、一般競争入札（以下、「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年9月11日

沖縄県下水道事務所長 宮里 政規

1 入札に付する事項

- (1) 件名 自動ケルダール蒸留滴定装置一式売買契約
- (2) 調達する物品の名称及び数量 自動ケルダール蒸留滴定装置一式 1セット
- (3) 調達する物品の性質等 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入の期限 令和9年2月26日（金曜日）
- (5) 納入の場所 沖縄県下水道事務所

2 入札に参加する者に必要な資格

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること
- (3) 入札日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (6) 入札に参加しようとする他者との間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- (7) 沖縄県内に本店、支社、営業所のいずれかを有する者であること。
- (8) 応札する物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。
- (9) 理化学分析用機器等の売買に関して、過去5箇年の間に国又は地方公共団体と規模をほぼ同じくする契約実績を有していること。

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から同年10月1日（木曜日）まで
- (2) 場所 沖縄県ホームページに掲載（ページ番号1041382）

4 入札参加資格の確認等

本件に係る入札に参加を希望する者は、別に配布する「一般競争入札参加確認申請書」及び関係書類（以下、「資格確認書類」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 資格確認書類の提出期間
この公告の日から同年9月25日（金曜日）までの期間内の各日午前9時から午後5時までの間（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- (2) 資格確認書類の提出方法
持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、同期間内に必着。
- (3) 資格確認書類の提出場所
沖縄県下水道事務所 庶務班
〒901-2221 宜野湾市伊佐三丁目12番1号 電話番号 098-898-5988 FAX 番号 098-870-2268
E-mail:xx069205@pref.okinawa.lg.jp

5 入札参加資格の確認結果

郵送等により通知する。写しはメールでも送付する。

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年10月2日（金曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県宜野湾市伊佐三丁目12番1号 沖縄県下水道事務所2階会議室

7 入札参加条件

本件に係る入札に参加する者は、応札する物品が仕様書に示す各項目を満たすことを証明する書類を、4(1)の期間内に4(3)の場所に提出すること。

また、提出した書類について説明を求められたときには、これに応じること。

8 入札保証金

入札保証金説明書による。

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び「沖縄県土木建築部競争入札心得」第5条に該当する入札は無効とする。

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地（住所、電話番号、FAX番号及びE-mailは、4(3)に示すとおり。）

- (1) 入札及び契約に関すること
沖縄県下水道事務所 庶務班
- (2) 上記(1)以外に関すること
沖縄県下水道事務所 流域マネジメント班

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

13 その他必要な事項

- (1) 最低制限価格は設定しない。
- (2) 詳細は入札説明書による。